



## 内田魯庵「投機」に描かれた明治期の保険業

稲 葉 浩 幸

### 1. はじめに

1901年5月5日、東京博文館発行の総合雑誌『太陽』に、内田魯庵による小説「投機」が発表された。後に『社会百面相』と題された内田魯庵の中・短編集に収められた作品である。この『社会百面相』について、片岡（1989）によれば、「中篇小説の方は短篇と同様に社会現象を取り上げているが、短篇のような単なる情景描写と諷刺がコンパクトにまとめられているのではなく、魯庵の思想を十分にこめて描写されているといえよう。ところで、中篇小説の、『鉄道国有』『電影』『投機』『破調』『犬物語』『矮人巨人』『天下太平なる哉』の7篇はどれも社会諷刺であるが、双方は少し異質なものとなっている。その中で前の4篇は、当代の社会を舞台にしている。特に『鉄道国有』と『電影』は当代の大きな社会問題の一つであった鉄道国有化や、社会情勢が題材となっている点で共通している」<sup>1)</sup>と指摘している。批評家であり、社会小説の先駆者としても知られた内田魯庵が、日清戦争後の資本主義の発展にともなう社会情勢の歪みを、各階層の人々の姿を通して風刺的に描いた作品群が『社会百面相』であり、その1つが「投機」である。

『広辞苑』によると、投機とは「損失の危険を冒しながら大きな利益をねらってする行為。やま。」<sup>2)</sup>と説明されている。魯庵の小説の中で、この投機の対象として重要な役割を果たしているのが保険会社である。

「投機」の大まかな粗筋は以下のとおりである。

味木廉蔵は立派な屋敷の主人であるものの、見栄や外聞には一向に構わず、色の褪せた古洋服を身につけ、20円の安月給で倅しく暮らす頑固者である。ある日、従兄弟の江南民蔵が新しく保険会社を興す計画があるので、協力してくれないかと話を持ちかける。親譲りの放蕩者の民蔵と廉蔵とは気が合う訳もなく、また民蔵とその伯父の金富醇次郎の保険会社に名を借りた投機的な金儲けの計画を見抜いた廉蔵は、にべも無く断る。けれども、日々の質素な暮らしに不満を募らせていた継母の斧枝と妻の織江は、狡猾な民蔵の口車に乗せられ、廉蔵に内緒で3万円の公債証書を渡してしまう。

本稿では、保険会社の新設計画に関する廉蔵と民蔵との会話をもとに、当時のわが国の保険業界の状況と照らし合わせながら、内田魯庵「投機」に描かれた明治期の保険業について考察したい。

## 2. 「新機軸の保険会社」と時代考証

仕事から帰宅途中の廉蔵を呼び止めて、民蔵は儲け話の相談を持ちかける（図1参照）。民蔵は「何しろ保険法に一新機軸を出したんだから必ず中るに違ひない。妙だよ、従来人が気が付かなかつたといふのは実に不測だよ」と呟き、さらに「家屋物品火災保険といふ一銭日掛の火災保険があつたナ。あれが如何して生命保険に考へ及ぼさなかつたらう？」と続ける。それに対し、廉蔵は「有つたぢやないか、ズッと昔し一銭社といふのがあつた。ツイ四五年前まで日本橋に職工何とかといふ日掛保険があつた」と指摘し、「保険会社を起す事業家が其位な事を御存じなくちゃア困りますナ。」と皮肉る<sup>3)</sup>。

「家屋物品火災保険」は当時実在した会社で、1893年に東京で設立されている。疋田(1937)によれば、「此会社は初め二十五年本郷春木町で家屋物品保護会社と云つて創立された一種の火災救護隊の会社である。即ち常備の救護隊を置いて『いざ火事だ』とあれば直ちに出勤し、加入者の家材を搬出、救護するのを其目的としたのである。火災の外に各種の災害に細民を救済する事もあつた。それが火災保険会社に進歩したものである。其保険料払込は日掛で、一日十銭宛、予め渡してある貯金箱に投入せしめ、それで一年に三十六円を払込ましめ一ケ年無事であれば無事戻三十円を返戻すると云う仕組である。全く貯金と保険を混用したもので今日の簡易火災保険の先駆をなしたものである。此会社は割合永く継続され四十二年まで営業して居つた」<sup>4)</sup>とある。

家屋物品火災保険が設立された当時のわが国の保険業界は、保険会社の模倣や類似保険の乱立が相次いでいた。これは1893年の銀の暴落によるインフレーションに加え、日清戦争の勝利により多額の賠償金を得た日本政府が、欧米諸国にならった金本位制を導入し、金融や貿易の制度面の整備をはかったことにより、わが国の資本主義が大いに発展し、企業熱が高まったためである。当時はまだ保険会社を規制する法律もなく、生損保の兼営が認められていたこと、また少ない資本で容易に会社を設立することができたことなどから、保険会社が資本家による投資の対象とされた。

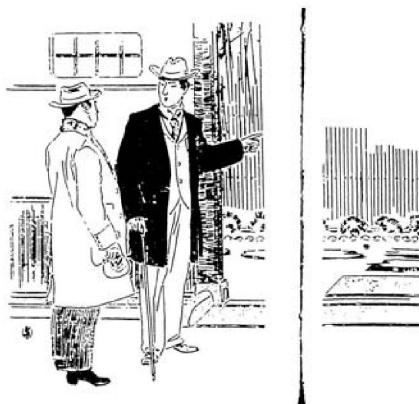
一方、廉蔵が「ズッと昔し一銭社といふのがあつた」と反論しているのは、1881年に設立された共済老銭社、共賀老銭社を指すものと思われる。

土屋（2002）によると、『いろは新聞』1881年9月から1882年2月までの半年間の広告欄を対象に調査した結果、「件数が最も多いのは、銀行・保険、売薬・衛生、出版の三つで、後者二つは明治前期の新聞広告では売薬、書籍が主であるとの定説どおりであるが、これに銀行・保険が加わっているのが特色である。ただし、この銀行・保険というのは正確に言うならば、その多くは保険事業者、それも前近代的な頼母子講や無尽から近代的銀行・保険会社に移行する途中の賦課式保険の組織であった。共賀一銭社、共済一銭社、順天社、共済万人社、協力社などがその代表であるが、これらは五百人、千人など一定の人数の加入者を募集し、均等な掛け金を徴収し、加入者の死亡、火災などの被害に対して恵与金が支払われるという単純な保険組合であった。特に『いろは新聞』に掲載された保険広告は、掛け金が一銭程度と安く、低所得層を対象にしたものがほとんどを占める。また、これらの保険広告には募集広告ばかりでなく、恵与金をもらった人々が保険組合加入者に対し、おそらく義務として出したと思われる、自らの名前を入れて謝辞を述べる謝礼広告も多く含まれている。そこに添えられた住所には、浅草、本所、日本橋、牛込、神田、本郷等の地名が多い。これら類似保険の組織は、明治十四年から十五年にかけて四十社以上叢生したと言われるが、共済五百名社（後の安田生命）や明治生命などの一部を除き、泡沫と消え去った。実際、『いろは新聞』でも、明治十五年末頃からはこれらの広告は急減するので、全体の一七・二%を占める銀行・保険広告件数の多さは一時的な流行と言える。」<sup>〔5〕</sup> とある。

民蔵が「実は僕のも一銭社から考付いたのだが、あれ等は碌すつば調査をしないで無尽と同様な方法で為つたのだから瓦解れるのは当然サ」と認めるように、未だ近代的保険業が根付く以前のわが国において、経営基盤が脆弱かつ投機的な性格を持つ類似保険が続出していたのである。

また、「職工何とか」とあるのは1893年に設立された職工生命のことである。職工生命の特徴は、職工を中心とした庶民階級を対象に小口保険を営むことにある。しかしながら、職工生命などの会社は「小口保険をとりあげることによる経費高、ならびにこれが対象とする階層の死亡率の相対的高水準という重圧を負いながら、加入者階層の保険料負担能力および他社との競争関係を顧慮するとき、割高の料率を課することが困難であるという二律背反の下に、それらはやがて経営破たん直面することとなった」<sup>〔6〕</sup> とあるように、民蔵が新機軸と打ち出す一銭日掛の生命保険の会社の実際の経営状態は極めて厳しいものであった。

それに対し、民蔵は新しく計画している保険会社は一銭社などとは違い、各国の死亡率



(出典) 内田 (1901), pp. 100-101。

図1 「投機」挿絵

などを参考に十分に研究したと主張する。「併し君のは身体検査もしないで年齢にも構はないで平等に日掛をさせて同じ保険金を支払ふといふのだらう——危険極まる子、其様な保険法は何処にも無いぜ」と皮肉る廉蔵に、民蔵は「それで危険は少しも無いのだ。何故なら死亡率から割出して自から制限が設けてある。保険契約の時は被保険者自身会社に出頭する歎或は会社員に面会する必要がある。即ち本人病気を隠蔽する幣を防ぐのだ。夫から契約後一年内の死亡は契約額の二割だけ、五年内は半額、五年以上は全額を支払う……」と説明する。廉蔵は「政府の計画した奴と同じぢゃないか、」とニヤリと微笑した。

1899年に立案された郵便貯金法草案中には郵便生命保険の項目が見られるが、当時保険事業の監督官庁であった農商務省の反対にあい、郵便生命保険および郵便年金の成立は見送られた。その後、1914年第2次大隈内閣は小口保険官営の実行を決定し、小口保険調査委員会による調査に着手した。

#### 小口保険制度調査委員会ニオケル調査決定ノ要領

##### 第一 委員会ニオケル決定要領

四 被保険者ノ選択方法 凡テ無審査トセリ外国ノ実例ニハ保険金ノ比較的高額ナル物ニ対シテ医診ヲ行フコトアルモ委員会ハ我邦ノ実況ニ鑑ミ既ニ保険金額ノ最高限度著シク低下セルヲ以テ凡テ医診ヲ行ハサルコトトシ因リテ弱体者ノ濫入スルコトヲ防ク為メニハ保険金支払ニ関スル削減期間ヲ置クコトトシ其ノ程度ニ付キテハ各国ノ実例ヲ参酌シ変災又ハ伝染病ニ因ラスシテ加入後一年内ニ死亡シタル場合ハ払込保険料ノ半額二年内ハ保険金ノ三分ノ一、三年内ハ同三分ノ二該当スル金額ヲ支払フコトナセリ<sup>(7)</sup>

この要領から、政府の計画した簡易保険が無診査による保険契約を規定し、それにより病気等の隠蔽を防ぐため、保険金額の削減期間およびその支払金額を明確に定めていることがわかる。

廉蔵の指摘に、民蔵は「なアに僕の方が早くから考付いたのだ。夫から猶だ新機軸がある。保険満期を十ヶ年として満期まで掛続いたものには契約金の倍額の払込済保険証書を渡す敷現金で六十円払渡す敷何方でも被保険者の随意に定める。奈何だい、面白い仕組みだらう？」とさらに大風呂敷を広げるが、「イクォテブルの給資保険から考付いたんだらう。」とまたも廉蔵に見破られる。

「イクォテブル」とはアメリカのエクイタブル生命保険会社のことである。当時わが国に進出していたこうした外国保険会社について、「保険料の割合は却て日本より高きも保険金払渡しの節約束外の払戻し例へば千円に対して二百円とか三百円とかの割増しあるを以て日本人の中には喜んで加入するものあり」<sup>(8)</sup> とあるように、民蔵の新機軸とはすでに実行されている内容のものであった。

### 3. 結 び

継母の斧枝が廉蔵には内緒で3万円の公債を保険会社へ投資して間もなく、金富の伯父の管理する銀行が破産し、保険会社の計画も頓挫してしまう。味木の屋敷は売りに出され、30年来の旧家はどこかへ引っ越してしまった。話の結末はこのようにして終わる。

「投機」の場合、民蔵の計画した保険会社は営業開始前に立ち消えとなったため、被害は親類のみに止まったが、こうした杜撰な計画のもとに設立された当時の保険会社について、疋田（1937）は「小資本の然も火災も生命もやると云ふのであるから、今日から考へれば如何に割引して考へても真面目なものとは受取れない。当時之に引懸つた其資本家も気の毒だが、又契約者も馬鹿を見た事であらう」<sup>(9)</sup> と述べている。

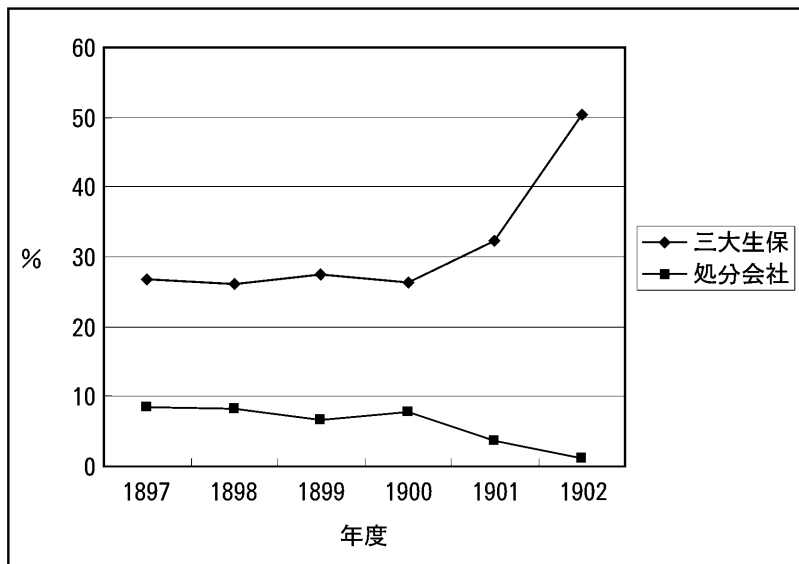
1900年7月、わが国においてもようやく保険業法が施行されたが、その4月に開催された地方官会議において、農商務大臣曾禰荒助は次のような内容の訓示を行って厳重なる取り締まりを命じた。それは、「新設会社の出願にあたっては発起人の性行、財産、信用、技倆ならびに事業の見込などを精密に調査、報道し、既設会社にたいしてもその運営を監視し、公益事業に不適當なものや不当な資本利用を発見した時は直ちに報告することを命じるとともに、詐欺的な類似保険は健全な保険の発達を著しく害するものとしてきびしく取締ることを命じたものであった」<sup>(10)</sup> という。

その結果、新規参入を認められた生命保険会社の数は1900年1社（東洋生命）、1901年0社、1902年2社（大同生命、第一生命）のみであった。また、既存の生命保険会社には当時の監督官庁である農商務省が検査を実施し、その結果、1900～02年までの間に10社が新契約停止命令を受け、3社が財産整理命令を受けた<sup>11)</sup>。

図2には新契約停止処分を受けた10社の合計と明治生命、帝国生命、日本生命の三大生保会社の合計による新契約高のシェアの推移が示されている。新契約停止処分会社は、処分を受ける以前の1897～1900年度までは約8%前後のシェアを獲得していたが、新契約停止処分後の1901年度は3.6%、1902年度は1.1%と激減した。一方、明治・帝国・日本生命の三大生保は、1897～1900年度のシェアは約27%でほぼ横ばいであったのに対し、1901年度は32.2%、1902年度は50.3%とシェアを一挙に拡大させた<sup>12)</sup>。

このように保険業法の施行と行政当局の断固たる処置によって、印南編（1966）によれば「生命保険会社の乱設と不始末は生保事業の信用をそこなう面で大きいものがあったが、他面業界を明朗化し、この整理期を経てようやく生命保険事業は堅実な道に立ちかえることができた」<sup>13)</sup> としている。

「投機」はこうした保険業界の混迷の時代をまさに反映した小説といえるだろう。



(出典) 朝日生命編（1990）、p. 217より作成。

図2 新契約停止処分会社と三大生保の新契約高シェアの推移

注

- (1) 片岡（1989），p. 117。
- (2) 新村出編（1998）『広辞苑』第五版岩波書店，p. 1873。
- (3) 廉蔵と民蔵の会話部分の引用については内田（1901），pp. 82-83を参照。
- (4) 疋田（1937），p. 239。
- (5) 土屋（2002），p. 165。
- (6) 水島（1968），p. 56。
- (7) 簡易生命保険（1953），pp. 28-29。
- (8) 玉木編（1940），p. 16。
- (9) 疋田（1937），pp. 238-239。
- (10) 印南編（1966），p. 66。
- (11) 朝日生命編（1990），p. 216を参照。
- (12) 朝日生命編（1990），pp. 216-218を参照。
- (13) 印南編（1966），p. 66。

参 考 文 献

- 朝日生命保険相互会社編（1990）『朝日生命百年史 上巻』朝日生命保険相互会社
- 疋田久次郎（1937）「我国火災保険会社の沿革（其一）」『損害保険研究』第3巻第4号損害保険事業研究所
- 印南博吉編（1966）『現代日本産業発達史X X VII 保険』交詢社
- 簡易生命保険郵便年金事業史編纂会（1953）『簡易生命保険・郵便年金事業史』通信教育振興会
- 片岡 哲（1989）「内田魯庵の小説（三）—『社会百面相』を中心として—」『人文論叢』No. 15 東京工業大学
- 水島一也（1968）「日本資本主義の生成・確立と保険事業」日本保険業史編纂委員会編『日本保険業史・総説編』保険研究所
- 玉木為三郎編（1940）『明治大正保険史料』第3巻第1編，生命保険会社協会
- 土屋礼子（2002）『大衆紙の源流—明治期小新聞の研究—』世界思想社
- 内田魯庵（1901）「投機」『太陽』第7巻第5号博文館